

平成15年度資金管理業務に関する事業報告書(案)
(平成16年1月1日～平成16年3月31日)

当財団は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人として、平成17年1月1日の法の本格施行後、再資源化預託金等の收受・管理・運用等を安全かつ確実に実施することとなる。

平成15年度(第4四半期)においては、円滑な法施行に向け、再資源化預託金等の運用の基本方針策定、運輸支局等内近傍の団体選定、監査体制の立案といった諸準備に加えて、関係事業者向け説明会、コールセンターの設置、資金管理システム立ち上げのための準備といった事業を行った。主な内容は以下のとおり。

1. 関係事業者向け説明会

平成16年2月6日(金)から、全都道府県において、自動車販売業者及び指定整備事業者を対象として、再資源化預託金等の收受に係る実務等に関して説明会を開催した(一部北陸3県は平成16年度4月6日～4月8日に開催)。

説明会は47都道府県において(北海道、東京等については複数回)57回実施し、19,627名の参加を得た。これは、出席予定者数の約95%に相当するものであり、概ね説明会の所与の目的を達成することができた。

2. コールセンターの設置

関係事業者向け説明会后、各事業者からの各種問い合わせが予想されるため、これらに対応するために2月2日(月)付でコールセンターを設置し、1ヶ月半に及ぶ教育・研修を経て、3月15日(月)より業務を開始した。

3月15日(月)～3月31日(水)の稼働日13日間における対応件数は、135件(一日平均10.4件)であり、内容は預託の実務の詳細についてのものが多かった(説明会資料を読み込んだ上での問い合わせが多い模様)。

3. 資金管理システム立ち上げのための準備

既販車についての自動車登録情報等について、登録自動車419万台分を国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)から、軽自動車39万

台分を軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)から提供を受け、自動車一台ごとのリサイクル料金に関するデータ整備に向けたシステムの機能を検証した。

以上